

# 第5章 緑地の配置計画

- 1 総合的な配置方針
- 2 骨格となる緑地の配置方針
  - (1) 緑地の均衡ある配置
  - (2) ビオトープネットワークの形成
- 3 系統別の配置計画
  - (1) 防災系統の配置計画
  - (2) 景観系統の配置計画
  - (3) 環境保全系統の配置計画
  - (4) レクリエーション系統の配置計画



緑の基本計画

# 第5章 緑地の配置計画

## 5-1 総合的な配置方針

首都圏におけるまとまりのある自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進することを目的として、2004年（平成16年）3月に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（自然環境の総点検等に関する協議会）がとりまとめられました。本市では西北部地域の一部が「保全すべき自然環境」として、海岸線や引地川下流部が「水と緑の重点形成軸」として位置づけられています。

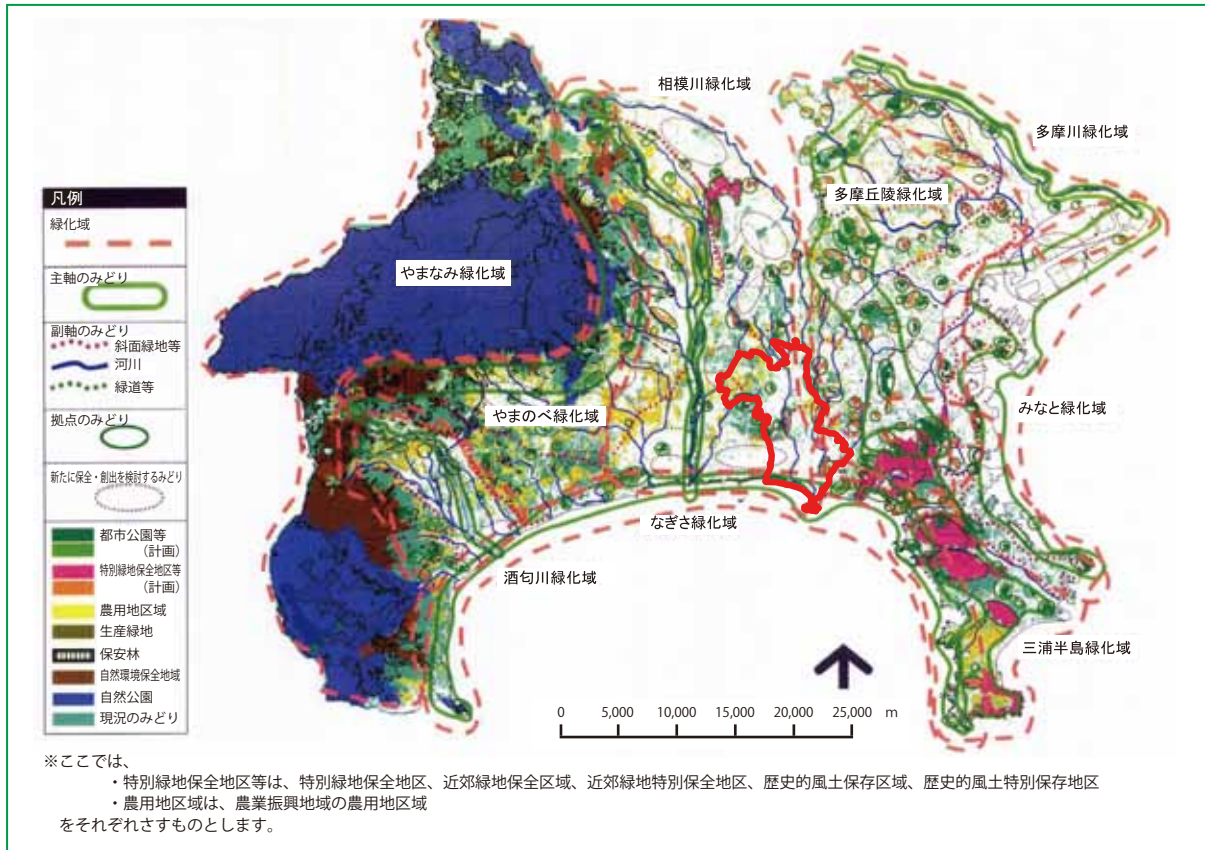


【首都圏の都市環境インフラの将来像】

出典:「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」(自然環境の総点検等に関する協議会)(一部加工(※))

(※)基図は、各構成要素のおおよその方向及び位置を模式的に示したものであり、本図はその基図に市域図を重ね合わせて解析したものです。

神奈川県では、みどりの施策の体系的な推進をはかるため、神奈川県全体のみどりについての保全・再生・創出の指針として、2006年（平成18年）3月に「神奈川県みどり計画」を策定しました。本市は、県域を9つにわけられた緑化域において、市域全域を「相模川緑化域」として、また、海岸沿いは「なぎさ緑化域」、川名緑地は「三浦半島緑化域」における副軸を構成するひとつとして位置づけられています。



【緑化域全体図】

■ 相模川緑化域 ■

- ・目久尻川などの相模川の支流や相模野台地沿いの斜面緑地を副軸の線に位置づけます。
- ・引地川も副軸のみどりに位置づけます。
- ・川名緑地や境川周辺のみどりの一体的な保全を図ります。
- 【副軸のみどり】
- ・河川（境川、引地川、小出川、目久尻川）
- ・相模野台地崖線部～西俣野の市街化調整区域
- 【拠点のみどり】
- ・新林公園・川名緑地・大庭台墓園
- ・大庭城址公園・境川特別緑地保全地区
- ・引地川特別緑地保全地区・秋葉台公園



■ 三浦半島緑化域 ■

- ・鎌倉海浜公園、鎌倉広町緑地、川名緑地を結ぶみどりを、主軸のみどりと相模川緑化域を結ぶ副軸のみどりに位置づけます。
- 【副軸】
- ・河川（境川、柏尾川）
- 【拠点のみどり】
- ・新林公園・川名緑地



■ なぎさ緑化域 ■

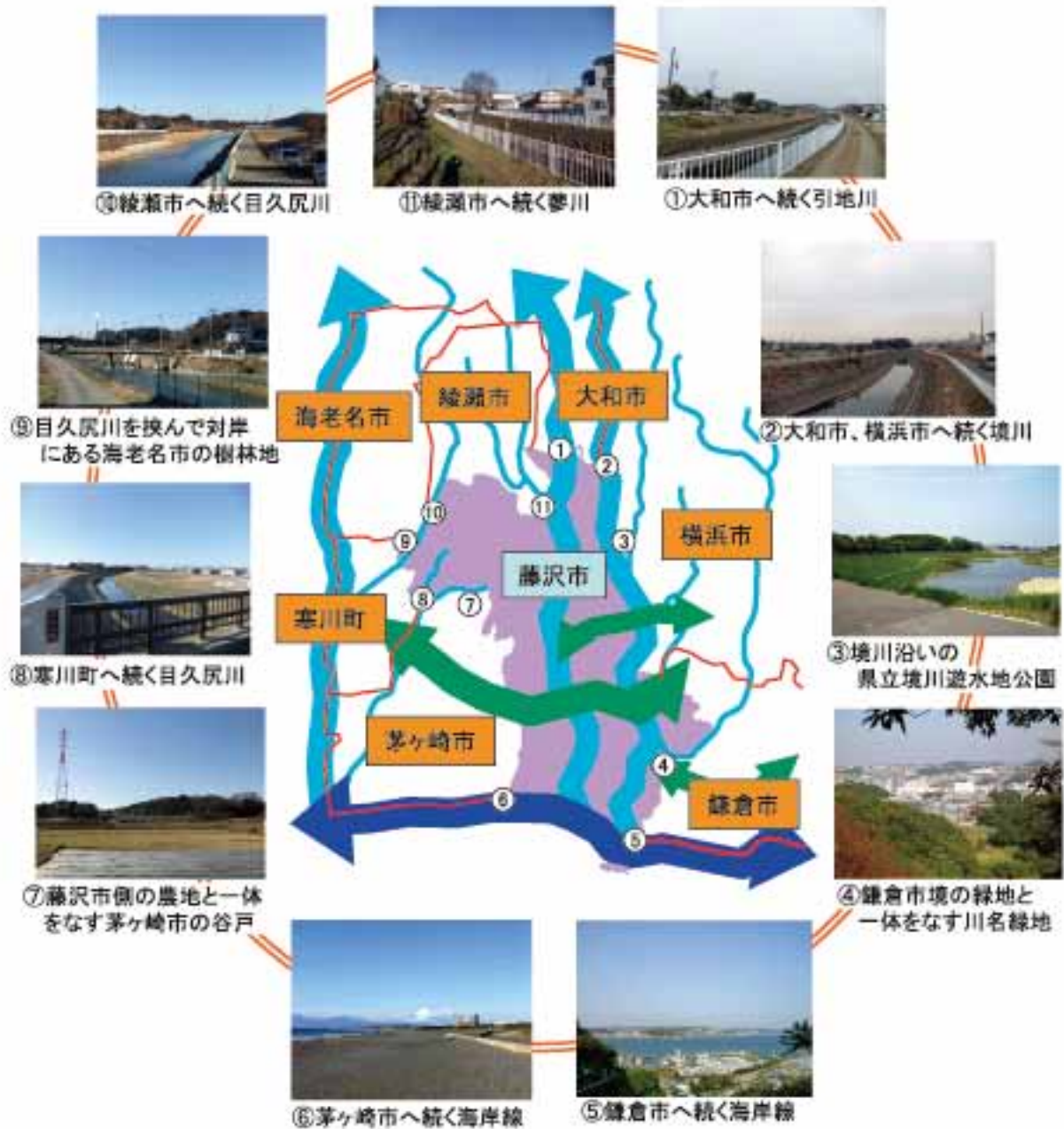
- ・県立湘南海岸公園や鎌倉海浜公園を海のレクリエーション拠点として活用します。
- ・自然の海岸線の保全や砂防林や松並木の保護・育成を図ります。
- ・相模湾に流れ込む境川をはじめとする各河川を、主軸のみどりと隣接する緑化域を結ぶ副軸のみどりと位置づけ、河川と周辺のみどりの一体的な保全を図ります。
- 【主軸のみどり】
- ・県立湘南海岸公園・江の島
- 【副軸のみどり】
- ・河川（境川、引地川）



出典：「神奈川県みどり計画」（神奈川県）（一部加工）

これら広域的な観点からみた本市の位置づけを踏まえ、広域的な都市環境、自然環境のネットワークの一部を形成しているということを認識し、計画を推進します。

また、本市は周囲を7つの自治体と接しており、市域を越えて河川や緑地などが連続しています。これらの保全や維持・管理について関係市町と連携を行うなど、広域的な見地からも緑地の配置や緑化の推進をはかります。



【水と緑の広域ネットワーク図】

## 5-2 骨格となる緑地の配置方針

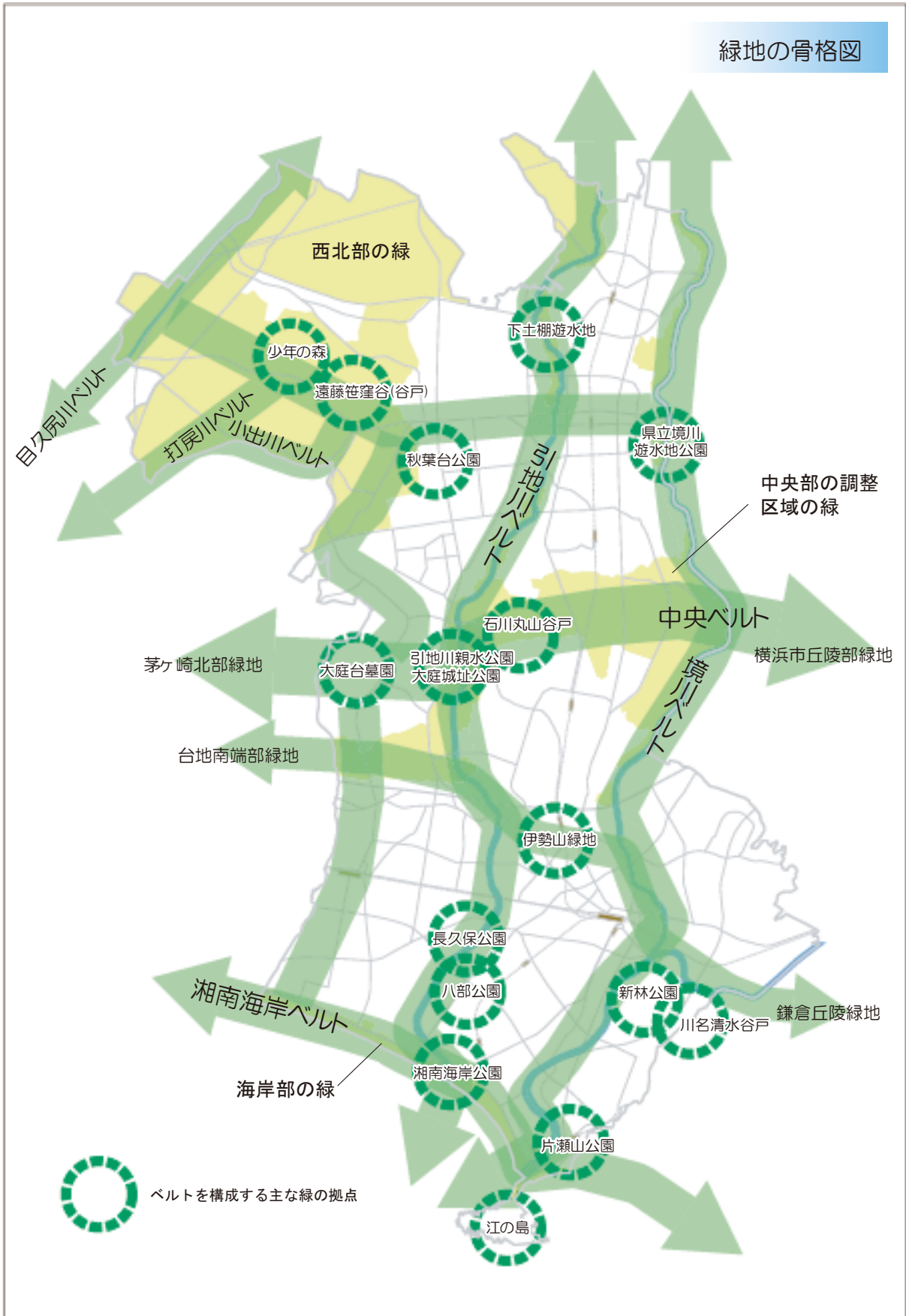
本市は市域の中央を南北に貫流する引地川と境川、市域南部の海浜景観を形成する湘南海岸、六会地区から大庭地区へ東西に繋がる中央部の農地や樹林地を、次世代へ引き継ぐ資産として緑の構造の基本となる骨格に位置づけます。

この骨格に河川沿いの緑や台地の崖線の斜面緑地、西北部地域の緑や主要な都市公園を結び、公園緑地などの均衡のとれた配置を行うとともに、ビオトープネットワークや隣接する市町などの緑のネットワークの視点にも配慮した配置を行い、本市の緑の骨格を形成します。

### (1) 緑地の均衡ある配置

- ・本市の緑の骨格となる引地川、境川を中心とした緑地の南北軸、広域的な緑地のつながりである東西軸などを基軸として、都市公園、緑地のバランスの良い配置をめざします。
- ・引地川、境川などの河川空間は、多様な緑地機能を有しており、連続性のある緑地として整備を進めます。特に引地川は、神奈川県が進める下土棚地区の遊水地計画における上部利用を中心とした整備区域と、既設の引地川親水公園とを緑道で結び「みず・みち・みどりの基幹軸」として充実をはかります。さらに大和市との広域的なつながりを確保するため、市境までの整備についても進めていきます。
- ・身近な公園への未到達区域の解消をめざし、未到達区域内での優先的な公園配置を進めます。また、公園用地の不足地域では、緑の広場などの活用をはかります。
- ・斜面林やまとまりのある樹林地は、法や条例の緑地保全制度を活用して保全をはかります。特に市街化区域の樹林地は積極的に保全をはかります。
- ・風致地区\*、緑化地域\*などの地域地区制度を活用し、緑の保全や育成につとめます。
- ・緑の広場や憩いの森、保存樹林制度など、本市独自の整備手法を活用し、緑地空間の確保につとめます。
- ・農地は、生きものの生息・生育環境の創出、大気・水の浄化、水源のかん養及び災害の防止など、多面的な機能を有しているため、良好な緑地環境の形成、自然環境の維持、景観形成の観点から、保全につとめます。
- ・地域の特性を活かし、地域ごとのまちづくりとの整合をはかり、みどりのネットワークを形成します。

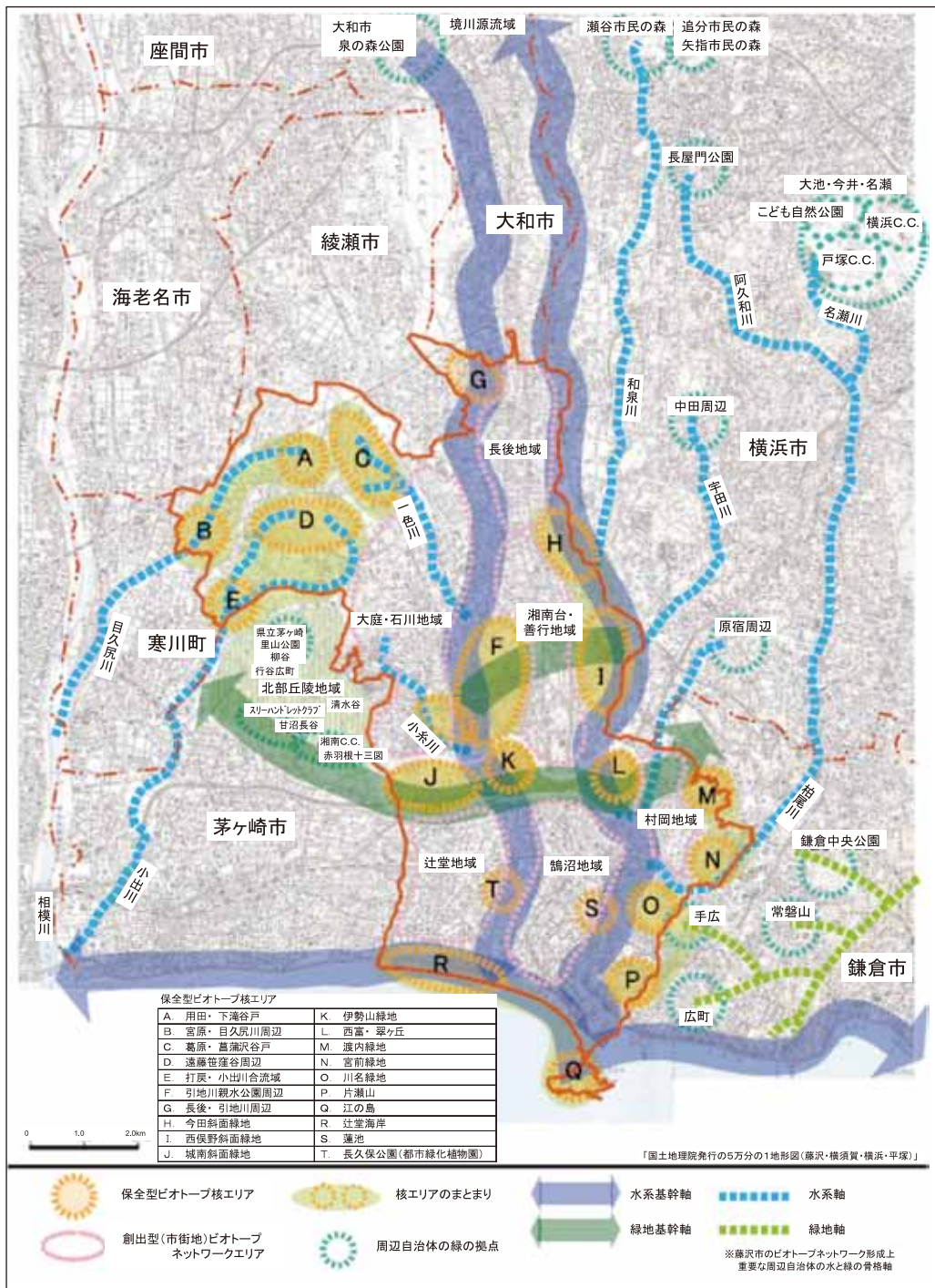
緑地の骨格図



## (2) ビオトープネットワークの形成

2007年（平成19年）5月に策定した「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」では、まとまりのある緑地を生きものの生息・生育空間として、また、ビオトープネットワークを形成する上で重要な核として位置づけています。

本計画では、緑地の保全や緑化の推進、生物多様性など、様々な観点から、この「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」との整合をはかり、ビオトープネットワークの形成につとめます。



【藤沢市ビオトープネットワーク全体系統図】

出典：「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」（藤沢市）

### 5-3 系統別の配置計画

緑のもつ防災機能、景観機能、環境保全機能、レクリエーション機能に着目し、その機能を効果的に発揮できるように、地域の特性や社会状況なども踏まえ、緑を系統的に配置します。

#### (1) 防災系統の配置計画

##### ① 避難場所、避難路となる緑の配置

- ・ 住区基幹公園（街区・近隣・地区公園）は、災害時の一時避難場所としても活用できるため、防災空間を確保する観点から、身近な公園が不足している地域を中心に、公園を配置します。
- ・ 公園や学校、病院などの公共施設は、施設の外周植栽を強化するなど、効果的な防災空間として機能するよう整備をはかります。特に広域避難場所に指定されている公園については、防災活動の拠点として機能するよう、災害応急対策施設の設置などにより、機能の強化をはかります。
- ・ 引地川、境川周辺の市街地においては火災発生時の避難路としての安全性を高めます。
- ・ 街路樹は延焼防止や安全な避難路の確保に有効であることから、避難施設までの経路が確保されるように、道路本来の機能を確保しつつ、主要な幹線道路を中心に緑化につとめます。
- ・ 火災の延焼の防止などに効果を発揮する接道緑化\*や生垣の植栽を促します。

##### ② 自然災害から市民を守る緑の配置

- ・ 引地川、境川に設置される遊水地はその遊水地としての機能はもちろん、貴重なオープンスペースとして、その上部利用について公園緑地の観点から、神奈川県と調整します。
- ・ 市街地に残る農地は、公園などと同じく貴重なオープンスペースとして防災機能を有していることから、総合的な防災空間として位置づけます。また、標高の高い樹林地についても、災害時における避難地機能を有していることから、保全を検討します。
- ・ 急傾斜地の緑において、神奈川県による急傾斜地対策を行う際には、緑地の保全や施工後の緑化の方法について、連携をはかります。
- ・ 災害時における緑のもつ防災機能に着目した緑地の活用を促します。